

二 爭議發生並解決月日 七月廿一日發生
三 事業主側

(1) 事業主ノ住所氏名
城東区大島町二丁目二十六番地

館 豊治

(2) 事業ノ種類 入夫請負業 (工場入夫河岸場入夫)

(3) 企業系統 ナシ

(4) 資本金 約二千圓

(5) 使用労働者数 常時二五名 (男)

(6) 労働賃銀 日給一圓八十錢

(7) 退職手当制度及福利施設ノ有無 ナシ

(8) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

(1) 爭議参加人員 四名

(2) 爭議参加者中組合加盟者数及其ノ組合名
ナシ

(3) 應援団体名 總同盟運輸労働組合

五 爭議發生原因

標記人夫請負業館豊治ハ主トシテ城東区大島二丁目高砂鉄工
所及同町三丁目東京鋼鉄製作所ヲ其ノ得意先トシテ夫ヲ供給
シツ、アリタルトコロ右高砂鉄工所ノミハ本年五月ヨリ請負
賃銀ノ値上 (噸當リ單價五錢) ヲ行セタルモ東京鋼鉄製作所
ハ之ヲ行ハザリシトコロヨリ同職場ノ作業ニ後事セル横澤慶
吉以下四名ノ人夫ハ同一作業ニ服シテ收入ニ差異ヲ生ズ
ルハ甚ダ不都合ナリトシ又親方 (館豊治) ハ平素人夫ニ對ス
ル監督嚴格ナルノミナラズ取扱粗暴ナリトシテ大ニ不平不
満ヲ抱キ居タルニ禍々去ル七月廿八日朝前記四名ハ臨時人夫
三名ト共ニ東京鋼鉄製作所ノ鋼鉄陸上ゲ作業ニ服シタルモ作